

# ゾウの密猟に日本は無関係？ －象牙の違法取引と日本の象牙市場

坂元雅行:著  
特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金(JTEF) 事務局長

発行日:2010年3月

発行:特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金



特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4末広ビル5階  
Tel:03-3595-8088 Fax:03-3595-8090  
E-mail: hogokikin@jtef.jp URL:http://www.jtef.jp

©2010 坂元雅行／トラ・ゾウ保護基金(JTEF)

この発行物のいかなる部分も許可なく複製、転載することを禁じます。

# 目次

## 要約

はじめに 急増する象牙の密輸とゾウの密猟

第 I 章 日本の象牙市場は、密輸象牙を必要としているのか？

第 II 章 象牙密輸に対する日本の水際規制は十分なのか？

第 III 章 象牙の国内取引に対する日本の規制は十分なのか？

考察 日本の違法な象牙の国内市場への流入を防止できるのか？  
ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することに  
正当性はあるのか？  
象牙の国際取引再開提案に対し、日本が採るべき立場は？

## 付表 A, B

資料 1 日本における象牙の輸入差止等およびそれに対する法執行の現状

資料 2 日本における近年注目すべき象牙密輸事件

資料 3 日本における CITES の履行と法執行の手続

資料 4 日本における象牙の国内流通管理に関する法制度

資料 5 日本における象牙の国内取引規制の改正案

## 引用文献

## 要約

### 急増する象牙の密輸とゾウの密猟

- 象牙目的のゾウの密猟が深刻なレベルに達している。ザクーマ国立公園（チャド）では、ゾウの個体数が3885頭(2005年)から617頭（2009年）にまで減少した。ケニアでも2007年に密猟されたゾウが47頭であったのに対し、2009年には214頭に達した。2006年の1年間だけで3万8000頭のアフリカゾウが象牙目的で密猟されたという専門家の報告もある。

### 日本の象牙市場は、密輸象牙を必要としているのか？

- 1998年から2008年の11年間における象牙の輸入差止等は106件、うち未加工象牙は24件（1,083点）、加工象牙は83件（21,657点）である（1件は加工象牙及び未加工象牙を含む）。
- 2006年の「大阪事件」では、未加工牙2.4トン、印材0.4トンの計2.8トンもの象牙が密輸入された（日本における象牙密輸史上最大）。その産地は、現在象牙取引再開を求めているタンザニアを含む東アフリカである可能性がある。
- 2009年5月、CITESで認められた39トンの象牙が日本に輸入されたが、象牙の価格は高値のままである。これは、一部の有力象牙組合員の価格操作で象牙価格が高騰しているためで、日本市場では安い密輸象牙に対する需要が高まっている。
- 質の点で日本の象牙市場の需要に応えられるのは、大型で保存状態のよい密輸象牙である。

### 象牙密輸に対する日本の水際規制は十分なのか？

- 象牙の輸入が差止められた場合、罰則（通告処分＝関税罰金あるいは告発）が与えられる割合が極めて小さい。特に、告発が行われた割合は未加工象牙で8%(2/24)、加工象牙で7%(6/83)に過ぎない。
- 嫌疑者の特定が困難な場合、密輸象牙を没収することができない。差止め郵便物27件中16件(59%)は輸出国に積戻・返送されており、密輸象牙がブラック・マーケットに戻る結果となっている。

### 象牙の国内取引に対する日本の規制は十分なのか？

- 合法市場を流通する加工象牙の出所を追跡することがほとんど不可能である。可能なのは、ホール・タスクの出所を追うことのみである。
- 日本の法律では、密輸された象牙を国内で販売した事実が発覚しても、ホール・タスクでない限り、国内の譲渡し・譲受けを処罰できない。その場合、密輸行為そのものが立証されない限り、国内販売にかかわった者をまったく処罰できないことになる。

### 考察

- 現状のままでは、日本が違法な象牙の国内市場への流入を効果的に防止することはできない。
- ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することに正当性はない。CITESは、日本を含め象牙消費国における象牙需要の低減に真剣に取り組むべきである。
- 日本は、タンザニアおよびザンビアの象牙取引再開提案に反対すべきである。また、消費国の責任として象牙の国内需要を低減させるべきである。

## はじめに

象牙目的のゾウの密猟が深刻なレベルに達している。チャドにおける最近の調査は、ザクーマ国立公園に2005年時点で3885頭いたゾウが、象牙目的の密猟が原因で、2009年時点で617頭にまで減少していることを明らかにした。ケニアでも1989年の象牙取引禁止以降、経験したことがないほどの勢いで象牙を目的にゾウが密猟されている (CITES CoP15 Prop.6)。2007年に密猟されたゾウが47頭であったのに対し、2009年には214頭に達した (<http://technology.iafrica.com/news/science/2126864.htm>)。

最新の「ゾウ密猟監視システム」(MIKE)では、「解析の結果は、さらにアフリカでゾウの密猟の率が増加し続けていることを示している」と報告されている(CoP15 Doc. 44.2)。

やはり最新の「ゾウ取引情報システム」(ETIS)の報告によれば「象牙の違法な取引は再び急激な増加を見せるようになっている。この傾向は、2008年11月に認められた、アフリカ4カ国の象牙生産国からアジア2カ国の象牙消費国への一度限りの象牙輸出直後に、それを追うようにして始まった。それはまた、世界の無規制状態にある象牙市場一掃義務化(決定13.26)が反復された後のことでもあった」という (CoP15 Doc. 44.1 Annex)。

2006年の1年間だけで3万8000頭のアフリカゾウが象牙目的で密猟されたという専門家の報告もある(Wasser et. al, 2009)。

このような危機的状況下で、タンザニアとザンビアは、来る CITES 第15回締約国会議(2010年3月13日～25日、ドーハ/カタール)に対し、自国のゾウ個体群を CITES 附属書 I から II へ移行し、さらに在庫象牙の1回限りの取引を行う提案をしている。

問題のひとつは、大量の違法象牙が国際的に流通する中で、象牙消費国がその流入を防止できるのか否かである。この報告書では、日本の象牙市場とそれに対する規制の有効性を概観する。

もうひとつの問題は、ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することに正当性はあるのか、ということである。

最後に、CITES CoP15における象牙の国際取引再開提案に対し、日本はどのような立場を採るべきを論じることとする。

## 第 I 章 日本の象牙市場は、密輸象牙を必要としているのか？

### I.1 後を絶たない日本への象牙密輸

#### 輸入差止件数

1998 年から 2008 年の 11 年間に於ける象牙の輸入差止等は 106 件である。うち未加工象牙に関する輸入差止等の件数が 24 件（1 件は加工象牙及び未加工象牙を含む）、加工象牙に関する輸入差止等の件数が 83 件（1 件は加工象牙及び未加工象牙を含む）である。輸入差止等の件数は 1998 年から 2001 年にかけて 15 件前後、2002 年からは 10 件を切っている。しかし、未加工象牙についてみると、2006 年には輸入差止等の件数が跳ね上がり、11 年間の中でもっとも多くなっている。

表1 象牙の輸入差止等の件数および数量(1998-2008)

		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	TOTAL
未加工象牙	件数	5	3	1	2	2	2	1	1	6**	1	0	24**
	数量(個数)	155	4	132	120	2	30	1	10	616	13	-	1,083
象牙製品*	件数	11	12	12	11	5	5	4	5	5**	9	4	83**
	数量(個数)	182	1,236	331	116	10	30	14	1,766	17,955	12***	5	21,657

\*「葉」は象牙粉末を含むと考えられるが、この表では「象牙製品」から除外した。

\*\* 608個の未加工象牙と17928個の象牙製品は2006年に発生した同一事件において輸入が差止められたものである。

したがって、未加工象牙および象牙製品の輸入差止・摘発件数の合計は106となる。

\*\*\*数量が重量で表示されている2006年の2件(それぞれ2006GR, 2018GR)を除く。

出典：輸入差止実績(財務省)、犯則処分表(財務省)

#### 近年の主要な象牙密輸事件が示唆すること

2000 年以降の主要な象牙密輸事件の概要を資料 2 に示した。これらの事件は重要な点を示唆している。

- ・ **未加工象牙 500Kg 密輸 (2000 年)**

日本の象牙業者に表の顔と裏の顔があることを示した（象牙組合の役員と、象牙取引禁止以前から多数の象牙組合員と関係の深いブローカーが逮捕された。）

- ・ **象牙印材 1,700 本密輸 (2005 年)**

複数名で分担することで、手荷物でも相当量の印材の密輸が可能であることを示した。また、台湾から、沖縄へ反復した象牙密輸が行われていたこともわかった。

- ・ **2 件のビリヤード・キュー用象牙密輸 (2006 年)**

アメリカの特定会社がビリヤードのパーツとして、加工象牙の密輸出を継続して行っていることが明らかになった。

- ・ **未加工象牙・象牙印材 2.8 トン密輸：「大阪事件」(2006 年) については、以下で詳しく述べる。**

#### 「2006 年大阪事件」：日本史上最大の象牙密輸

2006 年 8 月 21 日、大韓民国の釜山港から大阪南港のコンテナ埠頭に到着したコンテナ船グローリー・スター号から 20 フィート商業コンテナが陸揚げされた。23 日、大阪税関に申告された輸入品目は「石材」とされていた。28 日、このコンテナが、

税関の X 線検査にかけられた際、その中に収納されていた 3 つのクレート（密封された木箱）内に異影が認められた。そこで税関職員がコンテナを開け、厳重検査を実施した。コンテナ開口部付近に収納されたクレートには人造大理石（全体で約 10 トン）が積まれていたが、問題の 3 つのクレート（約 1m×1m×1.5m）からは大量の象牙カット・ピースとビニール袋に梱包された象牙印材が現れた。税関は、ただちに貨物の輸入を差し止めた（Sakamoto, 2007）。

象牙カット・ピースは、本数 608、重量 2,409Kg（平均重量 4.0Kg）である（Sakamoto, 2007）。ホール・タスクを 2～3 個に輪切りにしたもので、ゾウ約 130 頭分に相当するという（読売新聞 07.3.1）。大きさは、大半が直径約 10cm、長さ約 40cm、大きいものでは直径約 15cm、長さ約 60cm であった（読売新聞 07.3.1）、直径で 18cm、復元したホール・タスクの長さ約 150cm のものがあったという情報もある（私信）。切断面には保存している間に水分が蒸発して劣化するのを防ぐためにニスを塗る入念な処理も施されていた（朝日新聞 07.2.8）。

象牙印材は、本数 17,928、重量 385kg（平均重量 21.5g）である（Sakamoto, 2007）。直径 15mm の円筒型であった。上下は平たい。表面や切断面に荒さはないが、研磨はされていない（私信）。

一般の日本人が実印に使用する象牙印章の形状は、ほとんど円筒形で、彫刻面の反対面はドーム状に盛り上がっている。もっとも一般的なサイズは、直径および長さが 15mm×60mm、次いで 12mm×60mm である（Sakamoto, 2003）。

このことから、密輸印材は日本向けに加工されており、彫刻面の反対面の整形、全体の研磨を行う手前の段階のものともみられる。

大阪事件の発生は、密輸象牙に対する巨大な需要が日本に存在し続けていることを強く示唆した。

## 確立した違法取引ルート

1998 年から 2008 年の 11 年間での象牙密輸における主要な輸出国を表 2 に示した。

表2 日本で輸入差止等された密輸象牙の主要な輸出国(1998-2008)

国名	件数	未加工象牙量(数量)	加工象牙量(数量)
中華人民共和国	19	6	357
アメリカ合衆国	16	136	23*
タイ	12	37	28
香港	10	0	1,228
大韓民国	9	611	17,958
台湾	6	1	1,744
合計(全体における割合)	72/106 (68%)	791/1,088 (73%)	21,338/21,657 (99%)

\*数量が重量で表示されている2006年の2件(それぞれ2006GR, 2018GR)を除く。  
出典:輸入差止実績(財務省)

アメリカ以外はアジア諸国である。件数では中国が 19 件と多く、16 件のアメリカがこれに続いている。2006 年にはビリヤードのキューに用いる象牙をアメリカ企業から密輸するケースが相次いだ。

輸入差止・摘発された象牙の数量では、2006 年の「大阪事件」の影響で、韓国が他を圧倒している。

ただし、表にあらわれているいずれの国も、未加工象牙については集散地あるいは再輸出国に過ぎない。また、加工象牙についてもその国で製造されているとは限らないことに注意が必要である。「大阪事件」における韓国も最後のトランジット国

に過ぎない。

## I.2 価格操作による象牙価格の高値止まり

日本では、未加工象牙（ホール・タスクおよびカット・ピース）が、象牙製造業者、一般個人間で取引されている。日本市場に特徴的なのは次の点である。

- ・ 相当量のホール・タスクが、一般個人から事業者に対して取引されている。
- ・ 様々な大きさや形態のカット・ピースが製造業者間で頻繁に取引されている。経済産業省は、カット・ピースをその形態にしたがって9種類に分類している（Anon. 2006 b）。

未加工象牙は、やがて象牙製品に加工される。

日本市場に特徴的なのは次の点である。

- ・ 未加工象牙の6～7割（Milliken T. 1989）あるいはそれ以上が、印章に加工されている。
- ・ 印章以外の象牙製品は取引量は多くないものの、多様である。経済産業省は、印章を含む象牙製品を大区分12、小区分38種類に分類している（Anon. 2006 b）。

これらの象牙の合法的な出所のほとんどは、象牙の国際商業取引が禁止された1990年1月以前に蓄えられたもの、1999年に1回限り輸入された約50トンの未加工象牙、2009年に1回限り輸入された約39トンの未加工象牙である。

2009年の象牙輸入にもかかわらず、象牙の価格は高騰したままである。それはなぜであろうか。

1996年時点で全届出業者が報告した未加工象牙の在庫中、象牙組合員の在庫は、重量で66%を占めていた（環境省・経済産業省、1996）。

1999年、日本に試験輸入された象牙の南部アフリカ3国におけるオークションに参加を許された日本のバイヤーは、象牙組合に加盟している14社（15名）のみ（Anon. 1999 a）、2008年のオークションでも象牙組合に加盟している20社（23名）のみであった（Anon. 2009）。

このように、未加工象牙の在庫は、象牙組合およびJIAを組織する一部有力組合員によって寡占されている。このことから、価格高騰の原因は、需給関係の単純な反映というよりは、一部の有力象牙製造業者の価格操作によるところが大きいと考えられる。

実際、前述の製造業者は、「一部の組合員が牛耳っている。輸入再開のために税金を使っても象牙加工業者全体のためになっていない」「材料がこのように高くてはやれない。Kg7,8万円ではほとんど採算が取れない。印鑑は本来うまみがあるのだが」と述べていた（Sakamoto, 2007）。

このような状況下では、正規輸入が限定的に再開されたとしても価格が大きく下がる保証はない。実際、1999年の試験輸入の際も、印材の卸値が一時的かつわずかに下がったのみであった。

正規在庫象牙の価格が一部の有力象牙組合員によって高額に据え置かれた場合、大多数の象牙製造業者や卸業者は、象牙組合の影響の及ばない安い象牙の獲得に活路を見出すしかない。2000年に密輸された500kgの未加工象牙（資料2参照）は1本当たり平均18.2kgと質のよいものであったが、この件で有罪判決を受けた香港ブローカー

は、この密輸象牙の価格は kg 当たり 35,000～38,000 円であると公判廷において供述している (Sakamoto, 2007)。これは、2003 年時点で 20kg の牙で kg70,000 円と言われる象牙組合員の未加工象牙在庫の価格相場 (Sakamoto, 2007) の 2 分の 1 である。日本の象牙市場の価格決定メカニズムが変わらない限り、日本が密輸象牙の仕向け先となり続けるおそれは強い。

### I.3 日本の象牙市場で求められる象牙の質と、密輸象牙需要との関係

1979 年から 1987 年までの日本が合法に輸入した未加工象牙の平均重量は 1980 年の 16.82Kg と 1982 年の 9.70Kg の間である (Milliken, 1989)。また、1995 年から 1998 年までに条約適用前に取得したものとして登録されたホール・タスク 6,411 本の平均重量は、15.42kg であった (Anon. 2006 a)。大型の象牙への依存は日本の象牙取引の特徴の一つといわれる (Milliken, 1989)。

その理由は象牙製品の圧倒的割合を占める印章を製造するために大きな未加工象牙が必要だからと考えられる。印章製造の限界サイズは 7～8kg といわれている (Anon. 1999 a)。牙のサイズが小さいほど、印章製造の効率は落ちる。牙の表面に近い部位は多くの亀裂を伴い、きめも粗いため、印章製造には向かないからである (Sakamoto, 1999)。

ところが、1999 年にボツワナ、ナミビアおよびジンバブエでオークションにかけられ、1 回限り輸入された象牙は、極小なもの、先端部分が折れたため全体に亀裂が入ったもの (外見にヒビがあるものは芯までヒビが届いていることがほとんどである) のなどが多く含まれていた。そのため、全体の 4 割が印章製造に不相当であった (Anon. 1999 b, Anon. 1999 c)。事実、同年に登録されたホール・タスクの平均重量は 9.1Kg であった (Sakaoto, 2007)。

2009 年の象牙輸入においても、「象牙の質は、大、中、小が入り交じり、印材に最適な中サイズがなかった国もあったという。」「中国は美術品用途のため、多少のひび入りや折れた小さな牙でも買う価値がある。美術品は小さなパーツを組み合わせて作ることが多いからだ。対して、日本は印材用途が多いので、中身のしっかりと詰まった象牙が必要。厳選した結果、39 トンに絞り込まれた」と報告されている (Anon. 2009)。

これに対して、2000 年に密輸された未加工象牙 492.375kg は (Sakamoto, 2003)、ホール・タスク 1 本当たりの平均重量が 18.2Kg となる。また 2006 年の「大阪事件」の密輸カット・ピースは、ホール・タスクを 2～3 個に輪切りにしたものが 608 個で約 130 頭分 (読売 07.3.1)、総重量は約 2,409kg である。ホール・タスク 250 本分として 1 本当たりの平均重量を求めると 9.6Kg となる。これは、試験輸入象牙より重い。

このように、象牙の質の点からいって、日本の需要に応えられるのは南部アフリカ諸国で公式にオークションにかけられる象牙ではなく、密輸象牙である。

この点で、日本が密輸象牙の不動の仕向け先となり続けるおそれは強い。

## 第 II 章 象牙密輸に対する日本の水際規制は十分なのか？

### II.1 象牙の輸入差止めに対して罰則を適用する率が極めて低い

未加工象牙の輸入差止めに対する通告処分が行われた割合は 17% (4/24)、告発が行われた割合は 8% (2/24) に過ぎない。加工象牙については、通告処分が行われた (見込み



含む)割合は 8%(7/83)、告発が行われた割合は 7%(6/83)に過ぎない(別表A, B参照)。犯則処分処理が困難な事案、明らかに不適切な事案もあろう。しかし、上記の低い摘発率は、執行機関の象牙密輸の問題性に対する認識があまり高くないのではないかと、厳格に処することで関係者に対する一般予防効果が発揮されることが軽視されているのではないかとこの疑いを抱かせる。

## II.2 嫌疑者の特定が困難な場合、密輸象牙を没収することはできず、輸出国に積戻し・返送せざるをえない

輸入差止された件数および数量(未加工象牙・加工象牙別)を、輸送形態別に示したものが表3である。

表3 輸送形態別 輸入差止等の件数・密輸象牙量(1998-2008)

輸送形態	輸入差止等の件数	輸出差止等された未加工象牙量(数量)	輸出差止等された加工象牙量(数量)
旅具航空	57	188	3,408
郵便物	27	138	251
旅具海上	8	4	25
商業航空	9	13	44
商業海上	5	740	17,929
合計	106	1083	21,657

出典: 輸入差止実績(財務省)、犯則処分表(財務省)

件数では旅具航空が106件中57件(54%)を占め、郵便物が27件(25%)と次いでいる。

輸送形態が郵便物である事案について、輸入差止された象牙の処理方法を示したのが表4である。

表4 郵便物として輸入が差止められた象牙の処理方法(1998-2008)

輸入差止・摘発年月日	処理方法	輸入された象牙のタイプ	輸出国	未加工象牙数量	加工象牙数量	輸送形態	官署名
1998/5/11	積戻・返送	装飾品	イギリス		2	郵便物	門司税関・外郵
1998/12/2	積戻・返送	置物	イギリス		1	郵便物	神戸税関・外郵
2000/3/14	積戻・返送	角・牙加工品	中華人民共和国		155	郵便物	横浜税関・川崎外郵出張所
2000/3/15	積戻・返送	ビリヤードのキュー	アメリカ合衆国		1	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2000/7/26	積戻・返送	角・牙加工品	アメリカ合衆国		1	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2001/7/19	積戻・返送	角・牙	アメリカ合衆国	120		郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2001/7/23	積戻・返送	角・牙加工品	中華人民共和国		1	郵便物	大阪税関・大阪外郵出張所
2002/5/27	積戻・返送	仏像	アメリカ合衆国		1	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2003/5/21	積戻・返送	角・牙加工品	香港		5	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2003/5/27	積戻・返送	角・牙加工品	南アフリカ共和国		10	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2005/12/14	積戻・返送	角・牙	タイ	10		郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2006/1/27	積戻・返送	角・牙	中華人民共和国	1		郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2006/3/28	積戻・返送	角・牙	中華人民共和国	4		郵便物	大阪税関・大阪外郵出張所
2007/04/10	積戻・返送	角・牙加工品	アメリカ合衆国		1	郵便物	大阪税関・大阪外郵出張所
2007/04/16	積戻・返送	角・牙加工品	香港		2	郵便物	大阪税関・大阪外郵出張所
2007/09/10	積戻・返送	角・牙加工品	フランス		2	郵便物	名古屋税関・中部外郵出張所
2000/3/6	任意放棄	角・牙加工品	タンザニア		1	郵便物	神戸税関・神戸外郵出張所
2000/3/15	任意放棄	角・牙加工品	タイ		4	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2000/10/22	任意放棄	角・牙加工品	中華人民共和国		47	郵便物	神戸税関・神戸外郵出張所
2001/10/30	任意放棄	角・牙加工品	中華人民共和国		11	郵便物	名古屋税関・名古屋外郵出張所
2002/6/6	任意放棄	角・牙加工品	アメリカ合衆国		1	郵便物	神戸税関・ポートアイランド出張所
2005/8/16	任意放棄	角・牙加工品	中華人民共和国		3	郵便物	東京税関・東京外郵出張所
2005/12/3	任意放棄	角・牙	アメリカ合衆国	1		郵便物	東京税関・外郵出張所
2006/2/2	任意放棄	角・牙	アメリカ合衆国	1		郵便物	東京税関・外郵出張所
2006/2/22	任意放棄	角・牙加工品	アメリカ合衆国		1	郵便物	名古屋税関・名古屋外郵出張所
2006/2/22	任意放棄	角・牙	アメリカ合衆国	1		郵便物	名古屋税関・中部空港税関支署
2007/10/11	任意放棄	角・牙加工品	中華人民共和国		1	郵便物	名古屋税関・中部外郵出張所

出典: 輸入差止実績(財務省)

27件中16件(59%)は積戻・返送、残る11件(41%)は所有者による所有権の任意放棄となっている。

嫌疑者の特定が困難な場合は、犯則事件として処理することができない。このような場合には、密輸貨物の所有者も特定できず、密輸貨物の任意放棄を受けることができないことも多い。税関は貨物を押収する権限を有するが(関税法 121 条ないし 123 条)、あくまで「犯則事件を調査するため必要があるとき」であって、犯則事件を立件しないことが確定すれば、押収を解いて密輸貨物を積戻しさせ、輸出国へ返送するしかない。

しかし、積戻・返送として処理することは、密輸象牙を再びブラック・マーケットに戻してしまうことを意味する。犯則事件とならず、任意放棄も得られない場合に、輸入差止め貨物を没収するための法制度の整備が必要である。

### II.3 象牙の違法取引ネットワークが確かに存在するにもかかわらず、自ら密輸の実行にかかわらない依頼人（象牙製造業者とのつながりを持つ元締めのブローカー）や最終荷受人（象牙製造業者）が、ほとんど処罰されない

「大阪事件」では、背後に韓国人の犯罪者グループが存在した。韓国籍の依頼人が、日本人の暴力団関係者に輸入名義人になることを依頼し、通関費用などは一味の韓国人が用意することになっていた。また、2.4 トンもの未加工象牙、1 万 8000 本もの印材を密輸したのであるから、特定の日本の象牙業者による買受が想定されていたと考えられる。

しかし、本件では密輸の依頼人は特定できたものの、検挙はできなかった。それゆえまた、最終荷受人に至っては特定もできなかった。輸入名義人が逮捕されたのさえ、輸入が差し止められた 2006 年 8 月 28 日から 5 ヶ月以上経った 2006 年 2 月 7 日であった。

報道によれば、輸入名義人は、その経営する会社が大阪税関による捜索を受けた後、パソコン内のデータを消去し、復元不可能にするためのソフトウェアなどを用いて証拠隠滅を図ったという(朝日新聞 07.2.8)。また、韓国籍の依頼人とその一味は、象牙が押収された後は、使用していた携帯電話を解約し、既に出国していることが確認されたという(朝日 07.2.7、産経 07.3.1)。残念ながら、日本の法執行機関が密輸業者らに先手を打たれたという印象は否めない。税関と警察の間に効果的な連携がとられていたのかどうか大いに疑問が残る。

実際、日本の法執行機関が象牙の依頼人および最終荷受人の摘発に大成功を収めたことはないといってよい。

2005 年の印材 1,700 本密輸事件(資料 2 参照)では、運び屋が処罰されたのみである。運び屋には象牙密輸の余罪があり、その件における国内の荷受人は特定できたようであるが、摘発には至らなかった。

2000 年の未加工象牙 500kg の密輸事件(資料 2 参照)では、税関が依頼人と最終荷受人を摘発すべく密輸品を泳がし、警察と協力して香港のブローカーと日本の象牙業者を摘発した。このような成果は、税関と警察の連携なしに得られるものでなく、その法執行努力は賞賛に値する。ただし、法執行機関は、摘発された業者が最終荷受人だったとまでは特定できなかった。また、仮にその業者でないとした場合の真の買主の正体に肉迫することもできなかった。

2 件のビリヤード・キュー用象牙の密輸事件(資料 2 参照)では、最終荷受人が摘発されているが、それらの者自身で密輸品を運び、あるいは輸入者となっていたため

に摘発できたに過ぎない。

運び屋、輸入名義を貸した者のみが摘発されるという、いわばトカゲの尻尾切りが繰り返され、象牙の密輸ネットワークにはそれほど大きなダメージを与えることはできないであろう。このような事態に対し、税関および警察によるいっそうの緊密な連携と、各法執行機関による取締り強化と厳格な罰則の適用が求められる。

一方、日本への象牙密輸ネットワークは、最終荷受人を摘発から守るべく周到・巧妙な警戒を払っている実態からとすると、運び屋から事件の核心へ迫っていく捜査手法には限界があることも確かである。その意味で、そこから密輸摘発の端緒をつかめるような象牙の国内流通管理の法制化、それに基づいた捜査手法の開発の検討が重要である（資料5参照）。

### 第 III 章 象牙の国内取引に対する日本の規制は十分なのか？

#### III.1 象牙の国内取引に対する日本の規制

象牙の国内流通管理は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号。以下「種の保存法」という）ならびにそれを施行する政令および省令に基づいて行われている。管理の概要は次のとおりである（詳細については資料4参照）。

##### ホール・タスクの登録

ホール・タスクは、環境大臣の登録を受けた自然研の登録を受けない限り取引できない。

##### 象牙の取引を伴う事業の規制

象牙の取引を伴う事業を行う者は、経済産業大臣および環境大臣に届け出なければならない。

届出事業者は、日付、量、譲渡人の氏名、譲受けた象牙の出所など取引に関する事項を台帳に記載し、経済産業大臣等に提出しなければならない。また、経済産業省等の立入検査を受けなければならない。

##### 象牙製品の認定

製造業者は、自然研に対し、その製品が登録要件を満たしたホール・タスクから製造されたことの認定を求めることができる。認定を受けると、1製品に対して1枚の認定シールが交付され、製品とともに消費者に渡すことができる。

#### III.2 日本の規制の欠点

象牙の国内取引に対する日本の規制にもっとも特徴的なことは、登録なしに取引することが禁止されるのはホール・タスクのみだということである。ホール・タスクが切断されてカット・ピースになると、その大きさに関係なく、取引規制は及ばない。

この規制のあり方は、日本における象牙の国内取引規制に2つの深刻な欠点を生ん

だ。

第1に、日本の合法市場を流通する、カット・ピース、半製品、製品の象牙の出所を追跡することがほとんど不可能ということである。可能なのは、ホール・タスクの出所を追うことのみである。

第2に、密輸加工象牙を国内で販売した事実が発覚しても、国内の譲渡し、譲受けは処罰できないことである。したがって、密輸行為そのものが立証されない限り、国内販売にかかわった者をまったく処罰できないことになる。

このような理不尽が生じうることを浮き彫りにしたのは、2006年に発生したビリヤード・キュー用象牙密輸事件（群馬）だった（資料2参照）。

摘発されたキュー製造業者は、2006年10月頃から2007年9月7日頃までの間、5回ほどにわたって、密輸した象牙を加工し、それを材料に用いたキュー12本を宅配便の方法で、小売店3社に販売していた。販売されたキュー、金銭の流れも警察によって特定されている（坂元公判傍聴記録）。

それにもかかわらず、キュー製造業者は、これらの小売店に対する譲渡しについては処罰されていない。キューの譲受人である小売店も一切処罰されていない。ホール・タスク以外の象牙の譲渡し、譲受けが規制されていないからである。

本件では、製造業者は無届営業については処罰されている。象牙の取引を伴う事業を行うことを、経済産業大臣および環境大臣に届け出ていなかったためである（III.1参照）。しかし、仮に本件が届出業者による犯行だったとすれば、密輸象牙の「国内」販売について、誰も処罰されなかつことになる。

いうまでもなく、密輸行為の立証は国内販売の立証よりもはるかに困難である。ホール・タスク以外の象牙の譲渡し、譲受けが規制されていないことは象牙の売人をのさばらせる結果になる。

## 考察

**違法な象牙の日本市場への流入を防止できるのか？**

ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することに正当性はあるのか？

象牙の国際取引再開提案に対し、日本が採るべき立場は？

**日本は、違法な象牙の国内市場への流入を防止できるのか？**

現在、ゾウの密猟とゾウの密輸が現在急増している。密猟されたゾウの牙が密輸されて行く先は、象牙を欲している国々である。

第I章で述べたとおり、日本の象牙市場は、密輸象牙を必要としている。犯罪組織が、密輸ルートを駆け巡る象牙が日本を目的地のひとつに定めようとすることは間違いない。

さらに、このレポートでは次の点を明らかにした。

- ・ 象牙密輸に対する日本の水際規制は不十分である。
- ・ 象牙の国内取引に対する日本の規制は不十分である。

密輸を試みる犯罪者、特に組織化された犯罪シンジケートが、規制が「手薄」な抜け穴を狙うことは当然である。日本の野生生物製品に対する水際規制は、犯罪シンジケートがおそれをなすだろうと楽観するには程遠いといえる。

象牙の国内取引規制にはより深刻な問題がある。犯罪を試みる者たちからも、水際規制よりもはるかに甘く見られていることは明らかである。「大阪事件」の犯人も、象牙キュー事件(資料2参照)の犯人たちも、輸入規制のこししか頭になかった。

以上の現状を考えれば、今後も起こるであろう日本への密輸象牙の流入を有効に防ぐことはできないだろう。日本政府に対しては、水際における野生生物製品の検査の優先度を高め、違反に対する処理を厳しくすることが求められる。また、国内取引規制については制度の改正が求められる(資料5参照)。

### ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することに正当性はあるのか？

正規の象牙取引を再開すべきかどうかについて、CITES で議論が続いている。注目されるのは、最新の MIKE 報告書は、アフリカにおけるゾウの密猟増加が CITES における合法取引再開決定との間に明確な関連は見られないとしていることである。

では、密猟傾向と合法取引再開決定との間の因果関係が科学的に立証されない以上、密猟防止問題と切り離して、合法取引再開の是非を考えてよいのだろうか。それはまったくの誤りである。

その理由のひとつは、証拠がないからといって正規の取引再開と密猟増加が無関係と即断できないからである。逆に、「無関係」ということが科学的に立証されているわけではない。

もうひとつの理由は、より根本的なもので、合法取引の拡大回避は象牙需要低減のために必須の対策だからである。

ここで、象牙目的の密猟を防止するために必須な 2 つの課題が改めて確認されるべきである。

課題 1: 原産国における密猟防止活動を強化するとともに、原産国から輸入国にいたるすべての象牙流通過程で違法取引防止活動を強化すること。

課題 2: 象牙消費国における象牙需要を低減すること。

需要低減のためには、商品市場を縮小するしかない。合法取引の拡大回避は象牙需要低減のための必然的な対策となる。

近年の CITES における議論は、第 1 の課題に議論が集中し、第 2 の課題は重視されてこなかった。その最大の理由は、密猟によるゾウ個体群への損失よりも、短期的な経済利益を優先する締約国の発言力が強かったことにあるが、加えて、ゾウの密猟と象牙密輸の現状に対する締約国の現状認識の低さもあげられよう。しかし、近年のゾウの密猟と象牙密輸の急増を突きつけられている今となっては(「はじめに」参照)、合法取引の拡大を回避することを中心に、消費国における象牙需要の本格的な低減に乗り出さなければならない。

### 象牙の国際取引再開提案に対し、日本が採るべき立場は？

最大の象牙消費国のひとつである日本は、中国やアメリカとともに象牙需要を低減する最大の責任を負うべきである。この観点から、象牙の国際取引禁止を堅持し、象牙取引再開に反対する立場を明確にすべきである。

しかし、以下の事情を見ると、日本政府は、タンザニアの象牙を欲する日本の象牙組合の利を図るために、タンザニア提案を支持するおそれが大きい。

- ・「大阪事件」の密輸象牙については、2007年の初めに警察が出所を特定するため、日本の研究者へサンプルを送り、鑑定が委託されている。その際DNA分析、コラーゲン分析等が行われた結果、密輸象牙の原産国はアフリカ中部から南部地域にかけての東側諸国と推定された（朝日新聞 07.2.8）。

しかも、押収象牙のいくつかには、スワヒリ語が記載されていた。スワヒリ語は東アフリカで用いられ、ケニアでは国語、タンザニアでは公用語とされている。このことから、密輸象牙の少なくとも一部は、タンザニアを含む東アフリカ原産か、あるいはアジアに向けて積み出される前にそこに集められた可能性が高い。

- ・一方、日本の象牙組合は、これらの提案、特にタンザニアの取引再開提案が採択することを強く希望しているようである。印章店向けの業界雑誌では、「タンザニア、ザンビア、モザンビークが象牙を保有していると、最近の調査でわかった。そのうち、タンザニアについては日本象牙美術工芸組合連合会の青年部が実際に現地に赴き、保有する象牙を目にしているの、期待も大きい」と報じられている（Anon. 2009）。
- ・近年、密輸象牙のDNA解析により、その原産地を特定、今後の密猟・密輸防止策に役立てようという国際的な研究が進行している（Wasser et. al, 2007, Wasser et. al, 2009）。研究者グループは、原産国を解明すべく、2007年10月、経済産業省に対して、「大阪事件」における押収象牙のサンプル提供を求めた。ところが、日本政府（経済産業省）は、大阪事件の刑事事件確定後の2008年3月26日、押収象牙を焼却処分してしまった（朝日新聞 08.4.4）。残されたのはカット・ピース 608個、印材 17,928本のうち、わずか0.3グラム平均の100個のサンプルだけだった（Wasser et. al, 2009）。

研究グループは、依然、それらのサンプル提供も求めている。しかし、経済産業省は、研究者の提出した米国政府発行の輸入許可書に記載された「アフリカゾウ属」を「ゾウ科」にするなどの修正を要求、その理由を「象牙がアフリカゾウの象牙のものであるとの証拠がないため」などとして許可手続を遅延させている。2010年2月になってもなお、サンプルを提供していない（Furuta, 2010）。経済産業省は、2007年の初めに警察が囑託した日本の研究者による鑑定でアフリカゾウの象牙であると明らかにされていること（I.1参照）はよく承知しているはずである。

以上の経過からすると、経産省は、「大阪事件」の象牙がタンザニア産であることが明確になってタンザニア提案採択のための票集めが不利になることをおそれ、意図的に手続を遅延させたものと推測される。

日本政府は、自国の産業利益の擁護にとらわれて、象牙需要の維持・増大を助長するような意思決定を行うことがあってはならない。

## 資料 1: 日本における象牙の輸入差止等およびそれに対する法執行の現状

### 輸入差止・摘発件数

別表 A は、ゾウに関する水際での輸入差止めの詳細、それに対する処罰（通告処分、告発）の有無を示したものである。密輸貨物が税関で差止められずに入国した後に摘発されるに至った事案は別表 B に示した。

表 1 は、別表 A, B 上の象牙の輸入差止等に関する情報に基づき、未加工象牙・加工象牙別、年別に、輸入差止等の件数および各数量をまとめたものである（1998～2008 年）。皮革製品、骨、血漿など象牙以外の部分・派生物は除外している。また、「薬」は、象牙粉末を含有してはいるものの量は少ないと考えられることから、同様に除外した。

1998 年から 2008 年の 11 年間ににおける象牙の輸入差止等は 106 件である。うち未加工象牙に関する輸入差止等の件数が 24 件（1 件は加工象牙及び未加工象牙を含む）、加工象牙に関する輸入差止等の件数が 83 件（1 件は加工象牙及び未加工象牙を含む）である。輸入差止等の件数は 1998 年から 2001 年にかけて 15 件前後、2002 年からは 10 件を切っている。しかし、未加工象牙についてみると、2006 年には輸入差止等の件数が跳ね上がり、11 年間の中でもっとも多くなっている。

### 輸入差止等された象牙の数量

1998 年から 2008 年の 11 年間に輸入差止等された未加工象牙の数量の合計は 1,083 で、100 点以上となる年が 4 回あった。輸入差止された加工象牙の数量の合計は 21,657 で、1,000 点以上となる年が 3 回あった。2006 年には日本史上最大の量の未加工および加工象牙が密輸された「大阪事件」が起きている。

### 主要な輸出国

1998 年から 2008 年の 11 年間での象牙密輸における主要な輸出国を表 II-2、図 II-B に示した。

アメリカ以外はアジア諸国である。件数では中国が 19 件と圧倒的に多い。輸入差止された象牙の数量では、2006 年の「大阪事件」の影響で、韓国が他を圧倒している。ただし、表にあらわれているいずれの国も、未加工象牙については集散地あるいは再輸出国に過ぎない。また、加工象牙についてもその国で製造されているとは限らないことに注意が必要である。「大阪事件」における韓国も最後のトランジット国に過ぎない。

### 輸送形態

輸入差止された件数および数量（未加工象牙・加工象牙別）を、輸送形態別に示したものが表 3 である。

件数では旅具航空が 106 件中 57 件（54%）を占め、郵便物が 27 件（25%）と次いでいる。象牙の数量では、大量輸送が可能な商業海上が、「大阪事件」の影響等で他を圧倒している。

### 輸入差止等された象牙の処理方法

輸送形態が郵便物である事案について、輸入差止等された象牙の処理方法を示したものが表 4 である。

これを見ると、27 件中 16 件（59%）は積戻・返送、残る 11 件（41%）は所有者による所有

権の任意放棄となっている。

嫌疑者の特定が困難な場合は、犯則事件として処理することができない。このような場合には、密輸貨物の所有者も特定できず、密輸貨物の任意放棄を受けることができないことも多い。税関は貨物を押収する権限を有するが(関税法 121 条ないし 123 条)、あくまで「犯則事件を調査するため必要があるとき」であって、犯則事件を立件しないことが確定すれば、押収を解いて密輸貨物を積戻しさせ、輸出国へ返送するしかない。

## 法執行状況

関税法に定める罰則適用に相当する事案については嫌疑者に対して罰金相当額および没収該当物件(あるいは追徴金相当額)の支払いが命じられ(「通告処分」、懲役刑相当の事案については検察官へただちに告発される。

そこで、水際で輸入が差止められ、あるいは国内を流通する密輸象牙が認められた事案における摘発の割合をみる(別表1および2)。

未加工象牙について通告処分が行われた割合(見込み含む)は 17%(4/24)、告発が行われた割合は 8%(2/24)に過ぎない。加工象牙について通告処分が行われた割合(見込み含む)は 8%(7/83)、告発が行われた割合は 7%(6/83)に過ぎない。

これを見ると、通告処分や告発が行われる事件のほとんどは輸入差止された象牙の数量が相当多い場合といえる。しかし、処罰された事件と比較して、輸入差止等された象牙の数量が多いにもかかわらず、処罰されていない事件もある。理由はいくつか考えられる。まず、嫌疑者の特定が困難である事案や嫌疑者が外国にいる事案では、通告処分や告発が見送られることが多いと思われる。このような事態は、たとえば輸送形態が郵便物であるが、受取人が誤配達だと装って受け取りを拒む場合に起こる。また、嫌疑者が外国人であり、間もなく日本国外に退去しようとする場合にも、懲役相当の事案でない限りは、通告処分が見送られることがあるかもしれない。



## 資料 2：日本における近年注目すべき象牙密輸事件

事件 1：未加工象牙 500Kg 密輸（2000 年）	
数量	象牙カット・ピース 132 個（重量 492.375Kg）
発生時	2000 年 4 月 14 日
輸入港	神戸港
輸出国	シンガポール
関与者	A.中国系イギリス人。1982 年以来、日本向けの象牙ブローカーとして香港で活動し、本件に関与した象牙組合役員を含め日本の象牙業者の多くと広く親交を持っていた。 B.日本人。1999 年の試験輸入象牙を買受済みの東京象牙美術工芸協同組合の役員（当時）。
処罰	A.懲役 1 年 6 月、執行猶予 4 年 B.罰金 30 万円
特記事項	日本で史上 3 番目に大きな象牙密輸事件。 象牙は、西アフリカあるいは中央アフリカの森林に生息するシンリンゾウのもの。

事件 2：象牙印材 1,700 本密輸（2005 年）	
数量	象牙印材 1.738 本
発生時	2005 年 1 月 14 日
輸入港	那覇空港（沖縄県）
輸出国	台湾
関与者	A.B.台湾人。
処罰	A.懲役 1 年、執行猶予 3 年 B.税関による犯則処分（関税罰金の額は不明）
特記事項	主犯格の A には 2004 年 9 月にも象牙密輸の余罪があることが警察の捜査上判明している。この余罪については、国内の荷受け人も特定されたようであるが、検挙には至らなかった

<b>事件 3：未加工象牙・象牙印材 2.8 トン密輸：「大阪事件」（2006 年）</b>	
数量	象牙カット・ピース 608 個（重量 2,409Kg） 象牙印材 17,928 本（重量 385Kg）
発生時	2006 年 8 月 21 日
輸入港	大阪港
輸出国	マレーシア（韓国経由）
関与者	A.日本人。暴力団関係者。 B.C.韓国人。
処罰	A.懲役 2 年執行猶予 3 年、罰金 80 万円 B.C.国際警察刑事機構(ICPO インターポール)を通じ、2007 年 4 月までに警察によって国際手配されたが、未だ検挙されていない。
特記事項	密輸象牙のいくつかには、スワヒリ語の記載がある（スワヒリ語は東アフリカで用いられ、ケニアでは国語、タンザニアでは公用語とされている。） A は B から「象牙を欲しがっている人がいるので、大阪に象牙を入れたい。クリスタルに混ぜれば X 線を通さずに通関できる、輸入名義人を探して欲しい」と持ちかけられた。

<b>事件 4：ビリヤード・キュー用象牙密輸（岡山）（2006 年）</b>	
数量	象牙加工品 16 個
発生時	2006 年 9 月 14 日、10 月 17 日
輸入港	関西国際空港（大阪府）
輸出国	アメリカ合衆国
関与者	A.岡山県のビリヤード製造販売会社（象牙取引業について無届） B.事実上の会社経営者 C.会社代表者
処罰	A.罰金 80 万円 B.C.懲役 2 年執行猶予 3 年、罰金 80 万円
特記事項	アメリカのアトラス・ファイバー社から継続してビリヤード・キューの材料として象牙を輸入していた。

<b>事件 5：ビリヤード・キュー用象牙密輸（群馬）（2006 年）</b>	
数量	象牙加工品 4,224G
発生時	2006 年 4 月 11 日、9 月 3 日
輸入港	成田国際空港、東京港
輸出国	アメリカ合衆国
関与者	A.群馬県のビリヤード製造販売会社（象牙取引業について無届） B.会社代表者
処罰	A.罰金 200 万円 B.懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年、罰金 150 万円
特記事項	岡山の業者による密輸事件の捜査過程で発覚。ビリヤード業界で象牙取引業の届出がほとんどなされていないことが明らかとなった。岡山の業者同様、アメリカのアトラス・ファイバー社から象牙を輸入していた。

### 資料 3：日本における CITES の履行と法執行の手続

CITES を施行するための輸出入許可書発給手続は、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という）およびその細則に基づき、経済産業省がおこなう。一方、輸出入時の許可書の確認や貨物の輸出入監視は、「関税法」に基づき、財務省の地方支分部局である税関がおこなっている。税関は、外為法上の許可を得ていることが証明されない貨物の輸入を差し止める(関税法 70 条)。

税関長は、関税法に定める罰則適用相当の事案を「犯則事件」として摘発する。密輸物件の輸入を差し止めた場合であるか、既に水際を突破し国内を流通する密輸物件を認めた場合であるかを問わない。犯則事件においては、嫌疑者に対し、関税法に定める罰金に相当する金額および没収に該当する物件（または追徴金に相当する金額）を納付すべき旨が通告される（「通告処分」 関税法 138 条 1 項）。事案が懲役刑に相当する場合などは、税関長は検察官に対してただちに刑事告発をおこなう（関税法 138 条 1 項）。この場合、事案は犯則事件および刑事事件として処理されることとなる（関税法 140 条 1 項）。

## 資料 4：日本における象牙の国内流通管理に関する法制度

象牙の国内流通管理は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」という）ならびにそれを施行する政令および省令に基づき、以下のようにおこなわれている。

### ホール・タスクの登録

- ・ 環境大臣の登録を受けた「財団法人 自然環境研究センター」（以下「JWRC」という）の登録を受けない限り、全形を保持した牙（以下「ホール・タスク」という）の譲渡し、引渡し、譲受け等をしてはならない（法第 12 条 1 項 5 号、第 20 条 1 項、第 23 条）。登録が許されるのは、条約が適用される前（アフリカゾウの場合は 1990 年 1 月 18 日の前）に本邦内で取得された場合等の登録要件に該当する場合である（法第 20 条 1 項、種の保存法施行令第 4 条）。
- ・ 登録されたホール・タスクの譲渡し等は、JWRC の交付した登録票とともにしなければならない（法第 21 条 2 項）。
- ・ 登録ホール・タスクを譲り受けた者は、30 日以内にその旨を JWRC に届け出なければならない（法第 21 条 4 項）。
- ・ 登録ホール・タスクを占有しないこととなった場合（切断した場合を含む）、30 日以内に登録票を JWRC に返納しなければならない（法第 22 条 1 項 1 号）。
- ・ 無登録で譲渡し等を行った者は 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金（法第 58 条第 1 号）、偽りその他不正の手段により登録を受けた者は 6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処される（法第 59 条第 3 号）。

### 特定国際種事業（カット・ピースおよび象牙製品の譲渡しを伴う事業）の規制

- ・ ホール・タスク以外の象牙の譲渡し等を業とする者は、氏名、所在地、在庫の量（カット・ピースは重量、象牙製品は数量）および主な特徴等を環境大臣および経済産業大臣に届け出なければならない（法第 33 条の 2 第 1 項、特定国際種事業に係る届出等に関する省令 第 1 条 1 項）。
- ・ 届出をしないで事業を行った者または虚偽の届出をした者は 50 万円以下の罰金に処される（法第 62 条第 2 号）。
- ・ 届出事業者には、以下の遵守事項が課されている。
  - カット・ピースや象牙印章の譲受けをする際、その譲渡人の氏名・住所等を確認し、さらにその象牙の入手先を譲渡人から聴取すること（法第 33 条の 3 第 1 項）。
  - 上記事項の他、取引したものの量（カット・ピースは重量、製品は数量）および主な特徴、取引後の在庫量等を書類に記載し、これを保存

すること（法第 33 条の 3 第 2 項、省令第 2 条）。

- ・ 届出事業者は、譲り受けたカット・ピースの入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を任意に作成することができる（法第 33 条の 6）。管理票の作成をもって、譲渡人からの象牙入手先聴取に代えることができる（法 33 条の 3 第 1 項）。
- ・ 環境大臣および経済産業大臣は、上記の規定に違反した場合、その遵守確保のため必要な事項について指示することができる（法第 33 条の 4 第 1 項）。指示に違反した場合は 3 ヶ月以内の期間を定めて象牙取引に関する業務の全部又は一部の停止を命じることができる（法第 33 条の 4 第 2 項）。
- ・ 環境大臣および経済産業大臣は、届出事業者に対して報告を求め、またはその職員に施設への立入り、書類等の検査、関係者への質問をさせることができる（法第 33 条の 5、法第 33 条 1 項）。虚偽の報告、立入検査の妨害等をした者は 30 万円以下の罰金に処される（法第 63 条 7 号）。

#### 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定

- ・ 環境大臣に登録した団体（JWRC）は、製造者の任意の申請に基づき、その象牙製品がホール・タスクの登録要件に該当する原材料から製造された旨の認定をすることができる（法第 33 条の 7 第 1 項、第 33 条の 8、施行令第 5 条の 5）。
- ・ 製造者は、認定を受けた製品ごとに標章（以下「認定シール」ともいう）の交付を受ける（法第 33 条の 7 第 3 項）。偽りその他不正の手段により認定を受けた者は 30 万円以下の罰金に処せられる（法第 63 条 8 号）。
- ・ 製品を販売する際にその製品が認定を受けていることを示すかどうか、標章を取り付けるかどうかは販売を行う者の任意にゆだねられている。ただし、認定を受けた製品以外の物に取り付けてはならない（法第 33 条の 7 第 4 項）。これに違反した者は 30 万円以下の罰金に処される（法第 63 条第 9 号）。

## 資料5：日本における象牙の国内取引規制の改正案

### ホール・タスクおよび一定サイズのカット・ピースを占有する者に登録義務を課すこと

個人により合法に入手された未登録ホール・タスクの登録を促進するためには、それを占有する者すべてに登録義務を課すことが不可欠である。現行法の内容すなわち「登録しない限りホール・タスクは取引できない」といくら普及しても、近い将来取引することを具体的に予定していない者に対して登録を動機づけることはできない。

さらに、登録対象をホール・タスクのみに限定するのではなく、一定サイズ以上のカット・ピースにも拡大すべきである。なぜなら、未登録ホール・タスクを占有する者がその一部を分割することによって、規制をまぬかれてしまうことを防止する必要があるからである。登録すべきカット・ピースとしては、決議10.10(Resolution Conf.10.10(Rev.CoP14))でマーキングの対象とされている長さ20センチ以上かつ重さ1Kg以上のサイズあるいはそれ未満のサイズを特に定めることが考えられる。

1995年、10,072個(91,809.4kg)のカット・ピースが、一度だけ登録されたことがある(Anon. 2006 a)。カット・ピースの登録は法律上義務付けられてはいないが、同年、特定国際種事業者の届け出たカット・ピース在庫について任意に登録申請するよう行政指導が行われ、届出事業者らが占有する一部が登録されたのではないかと推測される。この事実は、カット・ピースの登録が実務的に可能であることを示している。

### 未加工象牙の登録を、その効果によって、「譲渡し等可」「占有のみ可」に区分すること

1999年に50トンの象牙が試験輸入された後の2000年から2005年にかけての6年間で計11,585.26Kg(691本)、1年間でもっとも多い年として、2005年には3,877.07Kg(252本)のホール・タスクが新たに登録されている。その結果、ホール・タスクの在庫量は、登録制度が始まって以来最高値を更新し続けている。2005年1月～2006年1月のデータによれば、新規に登録されたホール・タスク279本中246本(88%)は象牙事業者以外の者が登録を受けたものだった(Anon. 2006 m)。

取引禁止後15年を経過してなお、これだけの象牙が個人から供給され、業者の在庫を増加させ続ける実態は一見して奇異である。興味深いことに、この時期、世界各地で大量の象牙の輸入差止・摘発が続発している(Wasser et al 2007)。この事態を密輸象牙と関連づけずに説明しようとするのが、(取引しないで占有する限りは登録義務が生じないという法制度の下で)「個人所有の象牙で登録されていないものが数多くある」という仮説である(Anon. 2005 b)。確かに、1970年代の早い時期に象牙業者が投資の対象として磨き牙の需要を作り出し、1970年から1971年にかけてその価格が急騰したという報告がある(Martin, 1985)。しかし、この報告は、オイルショックに続く1974年以降は収集家は象牙に何の興味も示さないようになり、すでに買い込んでいた人々の中には店に売り戻そうとした者もいたと指摘している(ibid.)。しかも上記の時期から今日までの間に既に30年以上が経過しているのであるから、現時点で個人に占有されている1970年代当時の象牙はほとんど残っていない可能性もあろう。したがって、上記仮説は証明されたこととは到底いえず、疑わしいとさえいえる。

このような仮説に依存し、やみくもに個人占有のホール・タスクの登録を推進すると、大変危険な結果を招くことになる。すなわち、現行法の下では登録が一律に譲渡許可の効果を持つが、現行の登録要件審査手続はあまりに簡易過ぎかつずさんであるため、かなり容易に登録が認められてしまい、登録の推進は、出所違法な象牙のロンダリングを推進する結果にもなりかねない。その一方、個人が占有している未加工象牙の詳細を公式に把握する必要があることも確かである。

そこで、現行法令を改正し、未加工象牙の登録を、その効果に応じて「譲渡し等可」の категорияと「占有のみ可」の категорияに区分し、一部異なった登録要件および審査手続を適用することが考えられる。密輸されたものとは断定できないが、合法的な出所を裏づける証拠もない個人占有の未加工象牙は、「占有のみ可」として登録が義務づけられることになる。

## 未加工象牙登録審査の法定手続を改善すること

### 条約適用前取得を証明する書類の法定

現行法上、ホール・タスクの登録に当たっては、申請者が象牙を規制適用日前（アフリカゾウの場合は1990年1月18日の前）に取得または輸入した経緯を明らかにした書類の提出が求められる。問題は、現行法が書類の種類を具体的に限定することなく、申請者から出されたものが法の要求する種類に当てはまるものかどうかの判断が、登録機関である財団法人自然環境研究センター（JWRC）の運用に委ねられている点である。

JWRCは、「公的機関が発行するものでない」書類については、「申請者及び数少ない協力者により容易に虚偽の内容の書類を作成することができ、かつ、申請書類として受理した後に、その内容の虚偽性を証明することが困難だという性格を有している」と認めている（JWRC 2001）。それにもかかわらず、「公的機関の発行した書類の添付が困難であるものに関しては、個体等を取得または輸入した経緯の説明を求め、当該取得等の経緯に特に疑問がない場合に、申請者に対し、必要な書類の作成をお願いし、その添付をもって書類の受理を行うこととする」としている（JWRC 2001）。

申請者が作成する必要な書類とは、「家族以外の第三者の証言により条約適用以前に入手したこと」を示す一種の誓約書である（Anon. 2003 b）。そのような証明書類では虚偽性を排除できないとの批判に対し、環境省は、「梱包している新聞紙などの入手時期に関する状況証拠を確認する」と苦しい答弁に終始している（Anon. 2003 b）。

確かに、証明書類を特定しない現行法は、登録審査を儀式化しているというべきである（Anon. 2003 c）。ある象牙製造業者は、「誰かが持ってきたものを出所を知らないことにして買うのは禁止されていることではないから何も問題がない。倉庫にあったことにして登録すればよい」と実態を説明していた（Sakamoto, 2007）。

こうした運用を有効に封じるには、法令上、輸入品目および輸入年月日を公的機関が証明する書類を具体的に法定し、その提出を登録要件とするほかない（「未加工象牙が「譲渡し等可」の登録がなされた場合）。この書類に該当するものは、条約上の輸出許可書の控えおよび税関の輸入許可印のある輸入（納税）申告書の控えのセットに限定すべきであり、それ以外の文書で代替することは許されるべきでない。

### 登録機関による象牙の実物検査を受けることを義務づけ、さらに、必要に応じて関係者に報告を求める権限を与えること

現行法上、登録審査は書類のみによっておこなわれる。たとえ申請書に添付される写真のみでは当該ホール・タスクの同一性確認が困難だと考えられた場合でも、実物の検査を行う手続は法律上ない。また、条約適用前に登録申請人へ当該未加工象牙を譲り渡したとされている者に事情聴取を求めることもできない。

登録機関に対し、象牙の実物検査を実施することを義務づけ、さらに、必要に応じて関係者に報告を求める権限を与えるべきである。

### 登録手続において、決議 10. 10 の定めと整合する方法によるマーキングを施す手続を法定すること

現行法上、ホール・タスクを登録する際、その上にマーキングを施す手続は定められていない。既に輸出国で施されたマーキングがあったとしても、そのマーキングの内容が登録の要件となることはないし、何らマーキングがないものもそのまま登録が可能である。

しかし、マーキングの仕組みの欠如は、二重登録によって重複して交付された登録票が、密輸された象牙へ流用される危険の回避を困難にする。また、再輸出が禁止された象牙の実効的なモニタリングも困難にする。

現行法令を改正し、未加工象牙（ホール・タスクおよびカット・ピース）の登録に際して決議 10. 10 の定めと整合する方法によりマーキングを施す手続を定めるべきである。

### **現行法上任意のシステムとなっている管理票の作成、製品の認定をそれぞれ義務化、その遵守を罰則で担保し、さらにそれらと登録制度を一連の手続として連携させること**

現行法上、ホール・タスク切断以降象牙製品製造に至る象牙流通管理は、事業者にとって一定の圧力をかけて適正な自己管理をうながすことを狙うものである。行政が個別の取引を監視し、個々の象牙の出所を追跡するスキームとして設計されたものではない。決議 10.10 を履行するためには現行の管理スキームを転換する必要がある。

そのための実務的な方法として、現行法上任意のシステムとなっている管理票の作成、製品の認定（資料 4 参照）をそれぞれ義務化することが検討されるべきである。これらの義務は罰則により担保する必要がある。さらに、それらのシステムを、一定サイズ以上のカット・ピースまで対象を拡大した登録制度と一連の手続として連携させることで、ホール・タスクから象牙製品に至る個々の取引において象牙の出所を追跡し、背後にある違法行為（密輸）を捕捉する管理スキームを整えることができる。

具体的には次のとおりである。

- ・ ホール・タスクと一定サイズ以上のカット・ピースは登録制度により単一の登録機関が個々に監視する。
- ・ それらが登録対象サイズ未満のカット・ピースに加工された場合は、その都度、当該製造業者に対し、カット・ピース 1 本に対し 1 枚の管理票（正本 2 通）を作成すること、30 日以内に管理票正本 1 通を登録機関に提出することを義務づける。新たな加工を行わずに管理票付のカット・ピースを譲渡する場合は、30 日以内に譲受人から登録機関に対してその旨報告することを義務付ける(注 1)。



- 製品を製造した場合は、当該製造業者に対して、上記登録機関に認定申請することを義務づけ、同機関は保有する登録票および管理票の内容と矛盾しない範囲で製品の認定を行う（注2）。
- 以上の義務のすべてを罰則で担保し、何らかの義務違反があった場合、法執行機関の関与を可能とする。（注3）

注1：

現行法上は任意の制度である管理票の制度を義務化するものである。

注2：

認定審査においては、登録審査におけると同様の権限を登録機関に与えるべきである。

注3：

現行法に基づく管理スキームにおいては、ホール・タスク切断以降の違法行為に対する法執行機関の関与は困難である。なぜなら、現行管理スキームの遵守確保は、ほとんど法執行機関以外の行政機関による監視や助言に頼っており、刑事罰が適用される場面はごく限られているからである。

具体的には、所管行政庁（経産省、環境省）が、届出事業者から記載台帳を報告徴収し、記載された事項の一部を入力、それに基づいて立入検査を行う。違反行為に対しては遵守確保のため必要な指示をし、それに対する違反に対しては3ヶ月を超えない範囲で象牙取引に関する業務の全部または一部の停止を命じることができる。刑事罰は罰金のみであり、対象となる違法行為は、無届営業、虚偽報告、立入検査妨害など、ごく限られている。

この流れの中で、立入検査の際に密輸の疑いがあるケースを担当行政機関が告発することはあり得るが、犯罪捜査の専門家でない行政職員が密輸事件の告発に足るだけの証拠を収集できるかどうかは疑わしい。また、密輸事件は別としても、無届営業に対する告発がどの程度厳しく行われるかにも疑問がある。

別表A ソウに関する税関における輸入差止め実績

年	輸入差止め総件数* (象牙のみ**)	差止め年月日	輸入された象牙のタイプ	輸出国	量(数量以 外の単位)	輸送形態	処理方法	官署名	税関長による 犯則処分の有無	刑事告発 の有無
1996	(37)						-			
1997	(23)						-			
1998	18 (15)	1997/12/1	その他	アメリカ合衆国	3	郵便物	任意放棄	横浜税関・外郵		
		1997/12/15	印材	中華人民共和国	100	旅客航空	任意放棄	大阪税関・関西空港税関支署	○	
		1998/1/4	角・牙	大韓民国	1	旅客航空	任意放棄	神戸税関・岡山空港出張所		
		1998/1/12	印材	タイ	1	旅客航空	任意放棄	大阪税関・関西空港税関支署		
		1998/4/30	印材	香港	3	旅客海上	任意放棄	神戸税関・監視		
		1998/5/11	装飾品	イギリス	2	郵便物	返送	門司税関・外郵		
		1998/5/25	象牙	不明	145	旅客航空	任意放棄	大阪税関・関西空港	○	
		1998/5/26	印材・身辺細貨	ガーナ	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1998/7/5	象牙	大韓民国	51	旅客海上	任意放棄	門司税関・下関		
		1998/7/7	象牙	タイ	3	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1998/8/3	印材	タイ	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1998/8/17	薬	中華人民共和国	10	旅客航空	任意放棄	長崎税関・長崎空港出張所		
		1998/9/10	印材	中華人民共和国	6	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1998/10/18	牙	ジンバブエ	5	旅客航空	任意放棄	門司税関・福岡空港税関支署		
		1998/11/15	箸	中華人民共和国	7	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1998/12/2	置物	イギリス	1	郵便物	返送	神戸税関・外郵		
		1998/12/8	置物	大韓民国	7	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1998/12/8	置物	大韓民国	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
1999	18 (15)	1999/1/10	角・牙加工品	香港	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/1/18	角・牙加工品	南アフリカ共和国	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/2/19	バッグ・財布	タイ	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/3/17	角・牙加工品	香港	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/3/29	角・牙加工品	香港	1200	旅客航空	任意放棄	大阪税関・関西空港税関支署	○	
		1999/4/6	角・牙加工品	中華人民共和国	3	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/4/6	角・牙加工品	中華人民共和国	11	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/5/14	角・牙加工品	南アフリカ共和国	6	旅客海上	任意放棄	名古屋税関・本関		
		1999/5/24	角・牙加工品	中華人民共和国	4	旅客航空	任意放棄	大阪税関・関西空港税関支署		
		1999/6/8	薬	中華人民共和国	4	郵便物	任意放棄	神戸税関・神戸外郵出張所		
		1999/6/14	原皮・毛皮	ジンバブエ	2	商業航空	積戻・返送	東京税関・成田航空貨物出張所		
		1999/7/17	角・牙加工品	中華人民共和国	4	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		1999/7/29	角・牙	フィリピン	1	旅客航空	任意放棄	大阪税関・関西空港税関支署		
		1999/8/16	角・牙加工品	台湾	3	旅客海上	任意放棄	神戸税関・本関		
		1999/9/23	角・牙加工品	中華人民共和国	1	旅客航空	任意放棄	神戸税関・広島税関支署広島空港出張所		
		1999/10/1	角・牙	セネガル	2	旅客海上	任意放棄	名古屋税関・清水税関支署	○	
		1999/10/10	角・牙	セネガル	1	旅客海上	任意放棄	名古屋税関・清水税関支署		
		1999/12/7	角・牙加工品	ジンバブエ	1	旅客航空	任意放棄	門司税関・福岡空港税関支署		
2000	13 (12)	2000/3/14	角・牙加工品	中華人民共和国	155	郵便物	積戻・返送	横浜税関・川崎外郵出張所		
		2000/3/15	角・牙加工品	タイ	4	郵便物	任意放棄	東京税関・東京外郵出張所		
		2000/3/15	ビリヤードのキュー	アメリカ合衆国	1	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所		
		2000/3/6	角・牙加工品	タンザニア	1	郵便物	任意放棄	神戸税関・神戸外郵出張所		
		2000/7/26	角・牙加工品	アメリカ合衆国	1	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所		
		2000/8/29	角・牙加工品	ベトナム	50	旅客航空	任意放棄	横浜税関・小名浜税関支署福島空港出張所		
		2000/8/29	角・牙加工品	ベトナム	18	旅客航空	任意放棄	横浜税関・小名浜税関支署福島空港出張所		
		2000/8/29	角・牙加工品	ベトナム	35	旅客航空	任意放棄	横浜税関・小名浜税関支署福島空港出張所		
		2000/8/29	加工品	ベトナム	15	旅客航空	任意放棄	横浜税関・小名浜税関支署福島空港出張所		
		2000/9/4	バッグ・財布	南アフリカ共和国	5	郵便物	任意放棄	東京税関・東京外郵出張所		
		2000/10/19	角・牙加工品	ナイジェリア	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2000/10/22	角・牙加工品	中華人民共和国	47	郵便物	任意放棄	神戸税関・神戸外郵出張所		
		2000/12/20	角・牙加工品	中華人民共和国	2	旅客航空	任意放棄	名古屋税関・名古屋空港税関支署		
2001	17 (13)	2000/12/26	薬	中華人民共和国	0.5(GR)	郵便物	任意放棄	横浜税関・川崎外郵出張所		
		2001/1/6	角・牙加工品	タイ	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2001/1/19	角・牙	ドイツ	800(GR)	商業海上	任意放棄	大阪税関・関西空港出張所		
		2001/2/12	角・牙加工品	台湾	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・酒田税関支署		
		2001/5/14	角・牙加工品	バングラデシュ	32	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2001/5/14	角・牙加工品	バングラデシュ	58	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2001/7/19	角・牙	アメリカ合衆国	120	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所		
		2001/7/23	角・牙加工品	中華人民共和国	1	郵便物	積戻・返送	大阪税関・大阪外郵出張所		
		2001/7/26	楽器	ドイツ	0.5(KG)	商業航空	廃棄	大阪税関・関西空港税関支署		
		2001/8/7	角・牙加工品	タイ	5	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2001/9/9	薬	中華人民共和国	3	旅客航空	任意放棄	門司税関・福岡空港税関支署		
		2001/9/11	薬	中華人民共和国	4	郵便物	任意放棄	神戸税関・神戸外郵出張所		
		2001/9/21	薬	中華人民共和国	620	郵便物	任意放棄	神戸税関・神戸外郵出張所		
		2001/10/30	角・牙加工品	中華人民共和国	11	郵便物	任意放棄	名古屋税関・名古屋外郵出張所		
		2001/11/12	角・牙加工品	香港	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2001/11/14	角・牙加工品	ナイジェリア	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
		2001/12/27	角・牙加工品	ナイジェリア	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署		
2002	9	2002/1/18	角・牙加工品	大韓民国	1	旅客航空	任意放棄	函館税関・青森税関支署青森空港出張所		
		2002/1/18	角・牙加工品	大韓民国	3	旅客航空	任意放棄	函館税関・青森税関支署青森空港出張所		
		2002/1/18	角・牙加工品	大韓民国	4	旅客航空	任意放棄	函館税関・青森税関支署青森空港出張所		
		2002/2/13	バッグ・財布	大韓民国	1	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所		

2002	7	2002/2/17	薬	中華人民共和国	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
		2002/5/27	仏像	アメリカ合衆国	1	郵便物	積戻・返送	東京税関東京外郵出張所				
		2002/6/6	角・牙加工品	アメリカ合衆国	1	郵便物	任意放棄	神戸税関・ポートアイランド出張所				
2003	8	2002/11/28	角・牙	中華人民共和国	1	旅客航空	任意放棄	名古屋税関・名古屋空港税関支署				
		2002/12/28	角・牙	インド	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
		2003/2/27	角・牙加工品	台湾	1	商業航空	積戻・返送	大阪税関・関西空港税関支署				
		2003/5/2	角・牙加工品	タイ	2	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
		2003/5/21	角・牙加工品	香港	5	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所				
		2003/5/22	角・牙加工品	香港	12	旅客航空	摘発	東京税関・成田税関支署	○			
		2003/5/27	角・牙加工品	南アフリカ共和国	10	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所				
		2003/8/5	角・牙	シンガポール	6	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
		2003/11/15	角・牙	タイ	24	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
		2003/12/1	薬	中華人民共和国	1	郵便物	任意放棄	横浜税関・川崎外郵出張所				
2004	6	2004/1/25	角・牙加工品	南アフリカ共和国	75.6(GR)	旅客海上	任意放棄	名古屋税関・清水税関支署				
		2004/5/7	薬	中華人民共和国	2	郵便物	任意放棄	神戸税関・神戸外郵出張所				
		2004/5/9	角・牙	大韓民国	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・本関				
		2004/7/3	角・牙加工品	中華人民共和国	1	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
		2004/7/9	角・牙加工品	ドイツ	12	商業航空	積戻・返送	大阪税関・関西空港税関支署				
		2004/9/29	角・牙加工品	香港	1	旅客航空	積戻・返送	東京税関・成田税関支署				
2005	8	2005/1/14	角・牙加工品	台湾	1288	旅客航空	その他	沖縄地区税関・那覇空港税関支署	○	○		
		2005/1/14	角・牙加工品	台湾	450	旅客航空	その他	沖縄地区税関・那覇空港税関支署	○	○		
		2005/2/18	角	タイ	68	郵便物	任意放棄	横浜税関・川崎外郵出張所				
		2005/6/21	角・牙加工品	ベルギー	12	商業航空	任意放棄	名古屋税関・名古屋空港税関支署				
		2005/7/14	皮革製品(バッグ・財布)	ドイツ	1	商業航空	積戻・返送	門司税関・福岡空港税関支署				
		2005/8/16	角・牙加工品	中華人民共和国	3	郵便物	任意放棄	東京税関・東京外郵出張所				
		2005/10/20	角・牙加工品	大韓民国	13	旅客海上	任意放棄	門司税関・本関				
		2005/12/14	角・牙	タイ	10	郵便物	積戻・返送	東京税関・東京外郵出張所				
		2006	13	2005/12/3	角・牙	アメリカ合衆国	1	郵便物	任意放棄	東京税関・外郵出張所		
				2006/1/27	角・牙	中華人民共和国	1	郵便物	積戻・返送	東京税関・外郵出張所		
2006/2/2	角・牙			アメリカ合衆国	1	郵便物	任意放棄	東京税関・外郵出張所				
2006/2/22	角・牙			アメリカ合衆国	1	郵便物	任意放棄	名古屋税関・中部空港税関支署				
2006/2/22	角・牙加工品			アメリカ合衆国	1	郵便物	任意放棄	名古屋税関 名古屋外郵出張所				
2006/3/28	角・牙			中華人民共和国	4	郵便物	積戻・返送	大阪税関・大阪外郵出張所				
2006/6/20	身辺細貨類			タイ	10	旅客航空	任意放棄	東京税関・成田税関支署				
2006/08/06	血液			ザンビア	11	旅客航空	任意放棄	函館税関・札幌税関支署千歳出張所				
2006/08/06	血液吸着濾紙			ザンビア	3	旅客航空	任意放棄	函館税関・札幌税関支署千歳出張所				
2006/08/06	血液塗抹標本			ザンビア	2	旅客航空	任意放棄	函館税関・札幌税関支署千歳出張所				
2006/08/28	角・牙 角・牙加工品			大韓民国	608 17928	商業海上	審理引継	大阪税関・南港出張所	○	○		
2006/10/11	薬			中華人民共和国	1	郵便物	任意放棄	神戸税関 神戸外郵出張所				
2006/10/23	角・牙加工品			アメリカ合衆国	12	商業航空	審理引継	大阪税関 関西空港税関支署	○	○		
2007	9	2007/04/10	角・牙加工品	アメリカ合衆国	1	郵便物	積戻・返送	大阪税関 大阪外郵出張所				
		2007/04/16	角・牙加工品	香港	2	郵便物	積戻・返送	大阪税関 大阪外郵出張所				
		2007/05/06	角・牙加工品	台湾	1	旅客航空	任意放棄	門司税関 福岡空港税関支署				
		2007/06/11	角・牙	アメリカ合衆国	13	商業航空	任意放棄	大阪税関 関西空港税関支署				
		2007/06/26	角・牙加工品	タイ	1	旅客航空	任意放棄	名古屋税関 中部空港税関支署				
		2007/09/10	角・牙加工品	フランス	2	郵便物	積戻・返送	名古屋税関 中部外郵出張所				
		2007/10/11	角・牙加工品	中華人民共和国	1	郵便物	任意放棄	名古屋税関 中部外郵出張所				
		2007/11/16	バッグ・財布	タイ	5	郵便物	積戻・返送	名古屋税関 中部外郵出張所				
		2007/12/15	角・牙加工品	シンガポール	4	旅客航空	任意放棄	東京税関 成田税関支署				
2008	8	2008/01/31	角・牙加工品	アメリカ合衆国	1	商業海上	廃棄	神戸税関 摩耶埠頭出張所				
		2008/02/28	角・牙加工品	フィリピン	2	商業航空	積戻・返送	大阪税関 関西空港税関支署				
		2008/04/04	薬	中華人民共和国	2	郵便物	任意放棄	神戸税関 神戸外郵出張所				
		2008/07/30	角・牙加工品	香港	1	商業航空	任意放棄	名古屋税関 中部空港税関支署				
		2008/09/27	角・牙加工品	タイ	1	旅客航空	積戻・返送	東京税関 成田税関支署				
		2008/11/18	薬	中華人民共和国	1	郵便物	任意放棄	神戸税関 神戸外郵出張所				
		2008/11/21	薬	中華人民共和国	2	郵便物	積戻・返送	神戸税関 神戸外郵出張所				
2008/11/25	薬	中華人民共和国	2	郵便物	任意放棄	神戸税関 神戸外郵出張所						

\* 輸入差止め総件数は、当該年に税関内部で事件処理された件数であるため、その前年に輸入差止めされた事件を含むことがある。

\*\* 「薬」は象牙粉末入のものが多いと考えられるが、この表では「象牙」に含めなかった。

出典：輸入差止実績(財務省)、犯則処分表(財務省)

#### 別表B 通関後、国内で摘発された象牙密輸

年	摘発年月日	輸入された象牙のタイプ	輸出国	量(数量以外の単位)	輸送形態	処理方法	官署名	税関長による 犯則処分の有無	刑事告発 の有無
2000	2000/04/14	角・牙	シンガポール	132	商業海上	摘発	東京税関・本関*	○	○
2006	2006/11/06	角・牙加工品	アメリカ合衆国	4	商業航空	摘発**	大阪税関 関西空港税関支署	○	○
2007	2007/10/12	角・牙加工品	アメリカ合衆国	2006(GR)	旅客航空	摘発***	東京税関 成田税関支署	○	○
2007	2007/10/12	角・牙加工品	アメリカ合衆国	2018(GR)	商業海上	摘発***	東京税関・本関	○	○

\*輸入港は神戸港(所管：神戸税関六甲アイランド出張所)であるが、密輸品は通関した後、輸入者によって国内を移動、移動先において東京税関が警察と連携して摘発を行った。

\*\*\*\*本件は、「輸入差止実績」には掲載されていない。なお、2006/10/23に加工品12個が税関で輸入が差止められた事件と同一犯人による犯行である。

\*\*\*同一犯人による犯行である。

出典：輸入差止実績(財務省)、犯則処分表(財務省)、公判傍聴記録(JTEF)

## 引用文献

- Anon. (1997), Monthly magazine “Modern *Hankos*” Aug. 1997, Osaka (in Japanese)
- Anon. (1999) a, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Jun.1999, Osaka (in Japanese)
- Anon. (1999) b, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Sep. 1999, Osaka (in Japanese)
- Anon. (1999) c, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Nov. 1999, Osaka (in Japanese)
- Anon. (2003) a, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Mar. 2003, Osaka (in Japanese)
- Anon. (2003) b, 第 156 回国会参議院環境委員会会議録第 15 号, 参議院, Tokyo
- Anon. (2003) c, 生物多様性保全のための法制度をもとめて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」改正に関する提言, 第二東京弁護士会, Tokyo
- Anon. (2005) a, 第 1 回「象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会」議事次第 (2005 年 6 月 17 日), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2005) b, 決議 10.10(Rev.CoP12)履行のための象牙取引国内管理体制強化行動計画 (案) (2005 年 6 月 17 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2005) c, 象牙取引国内管理体制強化行動計画の実施に係る進捗状況等一覧 (2005 年 10 月 28 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2005) d, 未登録の全形を保持した象牙 (生牙、磨牙、彫牙) をお持ちの皆様へのお願い (2005 年 10 月)、環境省自然環境局野生生物課, Tokyo
- Anon. (2005) e, 特定国際種事業者 記載台帳の様式および記載方法の統一化について (2005 年 10 月 28 日), 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課, Tokyo
- Anon. (2006) a, 自然環境研究センターの全形牙登録データの解析 (2006 年 2 月 28 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2006) b, 特定国際種事業者記載台帳「様式第 3 商品番号表」(2006 年 3 月), 経済産業省・環境省, Tokyo
- Anon. (2006) c, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Nov.2006, Osaka (in Japanese)
- Anon. (2006) d, 平成 17 年度象牙国内流通管理体制評価と改善のための検討調査報告書 (2006 年 3 月), 財団法人自然環境研究センター, Tokyo

- Anon. (2006) e, 平成 18 年度第 3 回「象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会」について, 環境省, Tokyo
- Anon. (2006) f, 作業部会による行動計画の進捗状況及び今後の課題 (2006 年 5 月 30 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2006) g, 行動計画の進捗状況及び今後の課題 (2006 年 7 月 14 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2006) h, 行動計画の進捗状況及び今後の課題 (2006 年 11 月 16 日), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2006) i, 平成 14 年度における記載台帳データの入力・分析結果 (2006 年 2 月 28 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2006) j, 記載台帳 (「様式第 3」: A 票、B 票) 及び取引先一覧表 (記入要領), 経済産業省局紙業生活文化用品課 (2006 年 3 月), Tokyo
- Anon. (2006) k, 種の保存法 象牙製品の小売り販売をされる方へ ～種の保存法に基づく届出等のご案内～ (2006 年 6 月 2 日最終更新), 経済産業省関東経済産業局ウェブサイト, Tokyo
- Anon. (2006) l, 特定国際種事業者のうち象牙にかかる業の届出を行った者から徴収した特定器官等の譲り受けまたは引き取りに関する確認・聴取事項等記載台帳上の情報を入力したデータベースの活用例, 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課, Tokyo
- Anon. (2006) m, 平成 17 年における全形を保持した象牙の登録状況 (2006 年 2 月 28 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2009), Report IVORY FINALLY ARRIVED IN JAPAN - In Tanzania, Zambia and Mozambique - Investigation founded Africa might still have ivory?, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Jun.2009, Osaka (in Japanese)
- Aya Furuta (2010), When will the analysis of seized ivory in Japan take place?, Scientific American Japanese Edition (Nikkei Science) April 2010, pp52, Tokyo
- 財団法人自然環境研究センター(JWRC) (2001), 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 20 条第 1 項の規定に基づく国際希少野生動植物の個体等の登録にあたっての運用方法の改善について, 財団法人自然環境研究センター, Tokyo
- EA and MITI (1996), Ivory Control System in Japan, distributed at the African Elephant Range States Meeting held in Dakar Senegal, Environment Agency and Ministry of International Trade and Industry, Government of Japan, Dakar

- Martin E.B. (1995), The Japanese Ivory Industry, WWF Japan, Tokyo (in Japanese)
- Milliken T. (1989), Depletion of African elephants and international ivory trade, TRAFFIC Japan Newsletter Vol.5 No. 3/4, Tokyo (in Japanese)
- Sakamoto M. (1999), Analysis of the Amended Management System of Domestic Ivory Trade in Japan, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo
- Sakamoto M. (2003), Black and Grey – Illegal Ivory in Japanese Markets- 2<sup>nd</sup> Edition, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo
- Sakamoto M. (2007), Destination Japan – An investigation into the Osaka seizure and laundering of illegal ivory Exposing and closing loopholes in Japan's ivory trade controls, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo
- Wasser, S. Mailand, C., Booth, R., Mutayoba, B., Kisamo, E., Clark, B. and Stephens, M. (2007) Using DNA to Track the Origin of the Largest Ivory Seizure since the 1989 Trade Ban, Proceedings of the National Academy of Sciences of the USA, vol. 104 no 10, 6 March 2007, pp 2228-4233
- Wasser S, Clark B. and Laurie C. (2009), The Ivory Trail, Scientific American July 2009, pp 69-76